

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和元年七月五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十号

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（養育里親名簿の登録の更新の申請等）            第五十三条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。            い。            一～三 略</p> <p>四 法第三十四条の二十第一項各号            のいずれにも該当しない者であること            を証する書類</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。            い。            一～三 略</p> <p>四 法第三十四条の二十第一項各号            のいずれにも該当しない者であること            を証する書類</p>	<p>（養育里親名簿の登録の更新の申請等）            第五十三条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。            い。            一～三 略</p> <p>四 法第三十四条の二十第一項各号（登録者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）            のいずれにも該当しない者であること            を証する書類</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。            い。            一～三 略</p> <p>四 法第三十四条の二十第一項各号（登録者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）            のいずれにも該当しない者であること            を証する書類</p>

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。